

## 胎内市における投票区の区域

平成17年9月1日

選挙管理委員会告示第7号

改正 平成24年2月8日選管告示第4号

平成31年2月23日選管告示第2号

令和元年6月4日選管告示第2号

公職選挙法第17条第2項の規定により本市の区域を分けて設けた投票区の区域を次のように変更する。

投票区名	投票区の区域
第1投票区	本町1・2、西栄町、西本町、北本町、東本町1の一部
第2投票区	表町、新栄町、大川町、本町3・4、関沢の一部、飯角、半山、鴨田
第3投票区	水沢町、関沢の一部、星の宮町、長橋、つつじが丘、つくし町
第4投票区	東本町1の一部、東本町2～7、羽黒、野中、並槻の一部、追分の一部
第5投票区	新和町、住吉町、若松町、二葉町、並槻の一部、追分の一部、仁谷野
第6投票区	柴橋、草野、新館、鷹の巣、西川内、東川内、八田、寅田、小舟戸、船戸、上城塚、下城塚、城塚、塩津、弥彦岡
第7投票区	本郷町、西条町、協和町、倉敷町、赤川、あかね町
第8投票区	乙
第9投票区	荒井浜、大出、日立、富岡、江尻、地本、八幡の一部
第10投票区	八幡の一部、高野、高野茨島、土作、横道、平木田、十二天、小地谷、山屋、菅田
第11投票区	築地新、築地、下高田、山王、中村浜
第12投票区	北成田、宮川、竹島、苔実、高橋
第13投票区	高畑、宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜
第14投票区	村松浜、日鉾
第15投票区	黒川上町、黒川中町、黒川下町、黒川南町、黒川西町一区、黒川西町二区、北町、下江端、東牧、近江新、蔵王、塩沢、前山台、塩谷、下館、下赤谷
第16投票区	坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江
第17投票区	桃崎浜
第18投票区	平木田駅前